

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 6 日 (火) 第2929号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 救急病院等の認定の取消し (地域医療整備課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定 (2件) (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- (大島支庁取扱い) 5

### 公 告

- 河川法に基づく大美川水系河川整備基本方針の公表 (河川課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (3件) (管財課取扱い) 5
- (学校施設課取扱い) 11

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 14

## 告 示

### 鹿児島県告示第859号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 の 名 称	所 在 地
小倉記念病院	鹿屋市寿八丁目21-2

### 鹿児島県告示第860号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
-----------	-------

恒心会おぐら病院

鹿屋市笠之原町27番22号

## 2 認定の有効期限

平成28年6月30日

## 鹿児島県告示第861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年8月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
有料老人ホーム協愛	霧島市国分下井781番地2	平成25年5月1日
デイサービス協愛	霧島市国分下井781番地2	平成25年5月1日
小規模多機能ホーム家族の家かさり	奄美市笠利町辺留37-1	平成25年5月1日
アイン薬局加世田店	南さつま市加世田唐仁原1180番	平成25年7月1日
デイサービスセンターリハシップ あい隈之城	薩摩川内市山之口町4747番1	平成25年5月7日
小規模多機能ホーム風光舎	薩摩川内市入来町浦之名566番地2	平成25年5月10日
達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	平成25年5月20日
ふくろう薬局	始良郡湧水町北方字池川1851番2	平成24年12月1日
J A北さつまデイサービス	薩摩郡さつま町旭町20-18	平成25年6月1日
伊仙町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	大島郡伊仙町伊仙2293番地1	平成25年6月1日
小規模多機能施設懐風舎	薩摩川内市田崎町630番地16	平成25年5月20日
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成25年6月1日
ふとり歯科医院	大島郡徳之島町亀津501	平成25年3月1日

## 鹿児島県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年8月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
居宅介護支援事業所えがお	霧島市横川町中ノ字岩元5091番地1	平成25年5月1日

## 鹿児島県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてそ

の例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
野口明博	のぐち接骨院 始良市加治木町木田747-1	平成25年 5 月 17 日
馬場利之	B e l l 奄美市住用町摺勝555-11	平成25年 5 月 20 日
寺田雄哉	くりの中央整骨院 始良郡湧水町木場29-1	平成25年 6 月 1 日

#### 鹿児島県告示第864号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
白和調剤薬局	薩摩川内市白和町 8 - 9	平成25年 7 月 1 日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第865号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ふれあい薬局	鹿児島市下伊敷一丁目24-13	平成25年 8 月 1 日	精神通院医療
ほんまち薬局	日置市吹上町中原2611-1	平成25年 8 月 1 日	精神通院医療
よつば薬局	阿久根市本町75番 3 号	平成25年 8 月 1 日	精神通院医療

#### 南薩地域振興局告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年 8 月 6 日

南薩地域振興局長 森秀樹

事 業 所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
相談支援事業所南さつま	南さつま市金峰町中津野625番地	社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会	南さつま市加世田川畑2641番地 2	米山 拓郎	平成25年 3 月 31 日
南九州市社協障害者相談支援事業所	南九州市知覧町郡17848番地	社会福祉法人南九州市社会福祉協議会	南九州市川辺町平山6978番地	田之脇 厚	平成25年 3 月 31 日

南九州市社協川辺 障害者相談支援事 業所	南九州市川辺町平 山6978番地	社会福祉法人南九 州市社会福祉協議 会	南九州市川辺町平 山6978番地	田之脇 厚	平成25年 3月31日
----------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------	-------	----------------

## 南薩地域振興局告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年8月6日

南薩地域振興局長 森秀樹

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
指宿ライフサポート	指宿市東方7558番地	医療法人全隆会	指宿市東方7531番地	竹元 隆洋	平成24年 4月1日
相談支援事業所ともいき	指宿市山川福元字間瀬戸4856番地1	社会福祉法人そてつ会	指宿市山川福元字間瀬戸4856番地1	岡村 説子	平成24年 4月1日
障害者自立支援センターぱれっと	南九州市知覧町郡9047番地1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡9047番地1	松久保秀徳	平成24年 4月1日
生活支援センターなんさつ	南九州市穎娃町別府5416番地1	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成24年 4月1日
地域活動支援センターうえるふえあ	枕崎市白沢北町191番地	社会医療法人慈生会	枕崎市白沢北町191番地	鮫島 秀弥	平成25年 1月1日
地域活動支援センターにじの途	南九州市川辺町田部田3535番地	社会福祉法人こだま会	南九州市川辺町田部田3535番地	児玉 祐一	平成25年 3月1日
ハイビスカス	指宿市新西方2860番地3	社会福祉法人ハイビスカス福祉会	指宿市新西方2860番地3	徳永 勝憲	平成25年 3月15日
指定相談支援事業所かせだフレンドホーム	南さつま市加世田内山田2580番地	社会福祉法人椎原寿恵会	佐賀県鳥栖市平田町3106番地23	中川原三和子	平成25年 4月1日

## 始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年8月6日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			廃 止 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
相談支援事業所ほっと	霧島市国分府中町5番20号	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成25年 3月31日
指定相談支援事業所さちかぜ	始良市加治木町木田1394番地32	社会福祉法人敬天会	始良市加治木町木田1395番地16	大友 良治	平成25年 3月31日
鹿児島サン・ヴィレッジ始良	始良市平松1180番地3	社会福祉法人美野里会	始良市平松1180番地3	山之内一秀	平成25年 3月31日
生活支援センターよるこび	霧島市隼人町内2176番地1	社会福祉法人ともしび会	始良市加治木町日木山2455番地1	崎元 哲郎	平成25年 3月31日

## 始良・伊佐地域振興局告示第25号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年 8 月 6 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
地域生活支援センターオレンジの里 国分事業所	霧島市国分福島三丁目5番15-1号	社会福祉法人ちばな会	霧島市福山町福山838番地	松下 兼介	平成25年 4月1日
地域生活支援センターオレンジの里 福山事業所	霧島市福山町福山1078番地3	社会福祉法人ちばな会	霧島市福山町福山838番地	松下 兼介	平成25年 4月1日

大島支庁告示第11号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年 8 月 6 日

大島支庁長 伊喜功

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
相談支援センター徳州園	大島郡徳之島町亀徳3345番地	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康貴	平成25年 4月1日
社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会 指定一般相談支援事業所	大島郡徳之島町亀津7674番地	社会福祉法人徳之島町社会福祉協議会	大島郡徳之島町亀津7674番地	貞 勝仁	平成25年 4月1日

**公 告**

河川法に基づく大美川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、大美川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
シンチレーションサーバイメータ 150台
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人  
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人  
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人  
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人  
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人  
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人  
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
  - (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
  - (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
  - (4) 入札書の提出期限  
平成25年9月18日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
  - (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年9月18日午後2時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室
  - (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな

ければならない。

- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- 12 その他  
この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Scintillation survey meter 150sets
  - (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
  - (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
  - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
10:00 a.m. September 18, 2013
  - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Property Management Division  
Treasury Bureau  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-3826  
FAX 099-286-5643

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
GMサーベイメータ 150台
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）



- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしている法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成25年9月18日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月18日午後2時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

## 12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Gm survey meter 150sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. September 18, 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等の名称及び数量

県立学校で使用するパソコンの賃貸借 1,367台

(2) 借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

うち708台については、平成25年12月1日から平成31年11月30日まで。

うち422台については、平成26年1月1日から平成31年11月30日まで。

うち237台については、平成26年3月1日から平成31年11月30日まで。

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年9月4日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成25年9月17日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期間までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月18日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成25年8月28日午後5時

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-5234  
ファックス番号 099-286-5665

## 12 その他

この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
PCs for use in Prefectural Schools,1,367 models,one set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As stated in the tendering manual
- (3) DELIVERY PLACE:  
As stated in the tendering manual
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 17 September 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

School Facilities Division  
Kagoshima Prefectural Educational Bureau  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-5234  
FAX 099-286-5665

**公安委員会告示****鹿児島県公安委員会告示第81号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年 8 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRフィーバースレイヤーズREVOLUTION	株式会社三共	3P0535
回胴式遊技機	マイジャグラーⅡKK	株式会社北電子	3S0218
回胴式遊技機	テイルズオブデスティニーK	株式会社北電子	3S0432
回胴式遊技機	湘南純愛組！-Z	株式会社ニューギン	3S0527